

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査の実  
施方針についての面談

2. 日時：令和2年11月25日 10時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、  
舘内主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職、岡田技術参与、小泉技術  
参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃（株）再処理事業部 事業者検査課長 他9名

5. 要旨

○日本原燃（株）から、再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について、資料  
に基づき、以下の説明があった。

- ・本資料は、令和2年10月20日に開催された第378回核燃料施設等の新規  
制基準適合性に係る審査会合（以下「審査会合」という。）の資料のうち使用  
前事業者検査に係る部分について、その後の検討を踏まえ見直しをしたもの。  
本日の面談結果を踏まえ、次回の審査会合に説明予定である。
- ・現在、対応が必要な課題は、①ガラス溶融炉の検査、②検査方法の選定フロー  
及び施設に共通する代替検査の整理、と考えている。
- ・検査の選定フローは、令和2年11月20日の面談結果を踏まえ、実検査の実  
施主体の明確化、抜取りで実検査を実施する際の実施内容の明確化など見直  
しを行った。
- ・施設に共通する代替検査について、あらかじめ検査実施要領書に評価を添付す  
る代替検査の種類は5種類を考えている。この他に追加するものが生じた際  
には、検査実施要領書の改定により対応する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

(1)検査方法の選定（1/2）について（6頁）

- ・「※1 実検査（実測等）不可の条件」の記載は、具体例として挙げた「場  
合」は全て検査困難な「場合」と解釈されないように、適切な表現に改める  
こと。その他、「流体の実注入、移送ができない場合」の例は、どのような場  
合なのか分かりにくいため、表現の見直しをすること。

- ・（注）を付された検査において、検査項目ごとに1つ以上を抜取りで実検査を実施した際、検査結果が「良」とならなかった場合の対応について整理すること。
  - ・「※2 有効な検査記録等の考え方」の記載は、「有効とするもの」が使用済燃料の再処理の事業に関する規則第4条の2第1項第1号に規定する方法により行う検査のみを対象としていることを明確にすること。
- (2) 検査方法の選定 (2/2) 代替検査の評価について (7頁)
- ・あらかじめ検査実施要領に評価を添付する施設に共通する代替検査は、実検査（実測等）不可とした条件との関係を明確にすること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

## 6. その他

資料：使用前事業者検査の実施方針